

平成22年度奈良県立高等学校入学者選抜に関するQ & A

○ 事務処理等に関することについて

【学習成績一覧表及び学習成績の算出について】

Q 46 学習成績一覧表と学習成績分布表は、どの時点の在籍生徒を対象として作成すればよいのですか。

A 平成21年12月22日時点の第3学年在籍生徒を対象として作成してください。

Q 47 県内や県外中学校から転・編入学した生徒の調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表は、どのように作成すればよいのですか。

A 受入れ校で、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表を作成してください。

ただし、平成21年12月23日以降に転・編入学した生徒については、調査書のみを作成してください。その際、生徒番号欄には斜線を記入してください。また、学習成績一覧表及び学習成績分布表に、その生徒の学習成績を含める必要はありません。

Q 48 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に転・編入学した生徒や転出した生徒があった場合、生徒番号はどうすればよいのですか。

A (1) 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に追加する必要がある場合は、生徒番号を在籍生徒に割り振った後から平成21年12月22日以前に転・編入学した生徒がある場合であり、この場合、転・編入学した生徒の生徒番号は一連の生徒番号の末番とし、学習成績一覧表においては、生徒が属する学級の末尾に入れてください。或いは、生徒番号を付け替えてもかまいませんが、一連の番号がずれるなどのミスのないように慎重に処理してください。

(2) 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に転出した生徒がある場合で、平成21年12月21日以前の転出の場合、転出した生徒の生徒番号をそのまま残すか、或いは、在籍生徒の生徒番号の付け替えをしてください。

Q 49 過年度卒業生（平成16年3月以降の卒業生）が志願する場合、調査書の学習成績を算出するに当たって、第3学年の学習成績はどう扱えばよいのですか。
また、学習成績一覧表や学習成績分布表は提出するのですか。

A 学習成績一覧表や学習成績分布表は不要です。

調査書の学習成績の算出に際しては、当該生徒に関する生徒指導要録記載の第2学年及び第3学年の評定を基に算出してください。

Q 50 過年度卒業生（平成16年3月以降の卒業生）や県外中学校から出願する場合は、生徒番号欄はどのように記入するのですか。

A 生徒番号欄には斜線を記入してください。

なお、過年度卒業生や県外中学校からの出願については、学習成績一覧表や学習成績分布表を提出する必要はありません。

Q 51 他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が、奈良県立高校に出願する場合、学習成績はどのように算出されるのですか。

A 県内中学校から出願する生徒と同様に算出し、15点満点とします。

Q 52 学習成績一覧表等を高校に提出する必要はありませんか。

A 学習成績一覧表等を高校に提出する必要はありません。

今年度より、学習成績一覧表については、奈良県教育委員会学校教育課に提出するのみとなりましたので、出願校への提出の必要はありません。また、学習成績分布表については平成21年度入試から高校への提出は不要となっています。

Q 53 学習成績一覧表や学習成績分布表は高校には提出されないことになっていますが、高校がこれらの記載確認をしたいときはどうすればよいのですか。

A 従来どおり中学校から学校教育課に提出されますので、高校長からの申し出があれば閲覧することができます。